

令和4年度 電気料金高騰対策支援事業のご案内

エネルギー価格高騰の影響を受ける村内事業者の事業継続を支援するため、事業に用いる電気料金の一部を補助します。

1 補助対象者

次の補助対象要件（1）～（4）を全て満たす事業者

- （1）個人事業主にあつては村内に住所を有し、法人にあつては村内に事業所を有する事業者である
- （2）事業を1年以上継続しており、今後においても継続する意思がある
- （3）令和3年度の年間電気料金が **30万円以上** である
（※連続する3ヶ月の電気料金を年換算して算出します。詳しくは申請書をご確認ください。）
- （4）補助対象経費について、他の公的制度に基づく補助金を受けていない

2 補助金額

令和4年4月以降の任意の連続する3ヶ月と令和3年度同月の電気料金（税込）の差額を年換算した額に、補助率20%を乗じた金額（※千円未満切り捨て、**補助上限額30万円**、補助は1回限り）

$$\text{補助金額} = (\text{3ヶ月間の電気料金の差額}) \times 4 \times 0.2$$

3 提出書類

- ① 豊丘村電気料金高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
（豊丘村ホームページ「くらしの情報」⇒「産業・仕事」⇒「商業・工業」に掲載されています。）
- ② 令和4年4月以降の任意の連続する3ヶ月と、令和3年度同月の電気料金の金額及び支払いが確認できる書類（請求書及び領収書・通帳の写しなど）

※その他必要な書類の提出をお願いすることがあります。

4 申請受付期限

令和5年2月28日（火）まで

5 申請書類の提出先・お問い合わせ先

豊丘村役場 産業振興課 商工林務係

電話：0265-35-9056 FAX：0265-35-9065

メール：syokorinmu@vill.nagano-toyooka.lg.jp